

児童虐待防止対策の抜本的な強化を求める意見書

近年、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑、困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は、昨年12月にすべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて、児童虐待防止対策強化プロジェクトを策定しました。

よって、政府は、同プロジェクトの方向性を踏まえ、児童福祉法等の改正法案を国会に提出するとともに、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業やホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
2. 児童相談所全国共通ダイヤル189のさらなる周知を図るとともに、ダイヤルにつながる時間を短くし、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制の整備にも努めること。
3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に、児童福祉司などの専門職員の充実や、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士の積極的な活用等を図ること。
4. 学校や医療機関等において早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間で緊密な連携体制を再構築すること。特に警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
5. 一時保護所の環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
6. 被虐待児童に対する18歳以降の自立支援の継続とともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対するきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月28日

枚方市議会議員 大森 由紀子

〈提出先〉

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣